

院内掲示を必要とする手術件数（2024年1月1日～2024年12月31日）

施設基準の名称

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術に係る施設基準

区分1に分類される手術

		医科件数	歯科件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	20	
イ	横斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	1	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	33	

区分2に分類される手術

		医科件数	歯科件数
ア	靱帯断裂形成手術等	2	
イ	水頭症手術等	6	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	18	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	

区分3に分類される手術

		医科件数	歯科件数
ア	上顎骨形成術等	0	27
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	
エ	母指化手術等	0	0
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	2	
キ	同種死体腎移植術等	0	

区分4に分類される手術（歯科以外）

医科件数	歯科件数
385	

その他の区分に分類される手術

	医科件数	歯科件数
人工関節置換術	73	
乳児外科施設基準対象手術	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	35	
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	131	
経皮的冠動脈形成術	37	
急性心筋梗塞に対するもの	19	
不安定狭心症に対するもの	5	
その他のもの	13	
経皮的冠動脈粥腫切除術	3	
経皮的冠動脈ステント留置術	106	
急性心筋梗塞に対するもの	6	
不安定狭心症に対するもの	16	
その他のもの	84	